

入札時には、入札書ごとに下記の各書面の提出が必要になります。

- ① 暴力団員等に該当しない旨の **陳述書**（個人・法人を問わず）
- ② **住民票**（個人の場合）又は**資格証明書**（法人の場合）
- ③ **宅地建物取引業の免許証の写し**（宅地建物取引業者の場合）

※ ①と②は入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※ 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

※ 提出後の訂正はできません。

※ 法人の場合は従前どおり資格証明書の提出が必要ですが、個人の場合も住民票の提出が必須になりました。住民票は、氏名・住所・生年月日・性別の記載があり、マイナンバーが記載されていないものを提出してください。

※ ②は入札する日において発行後3か月以内のものを提出してください。

※ ③は有効期限内のものを提出してください。

陳述書記載例（法人の場合）※個人の方は個人用の書式を利用してください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)			
盛岡地方裁判所		支部 執行官 殿	
事件番号	<input type="checkbox"/> 平成 <input checked="" type="checkbox"/> 令和	○○年(ケ、ヌ)第○○号	物件番号 ○○ 「1, 2」「1~3」等の物件番号を記入して下さい。
陳述	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。		
	<input type="checkbox"/> 当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。		
<input type="checkbox"/>	自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。 ※「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。該当する場合のみ左の□にチェックを入れ、上記の別紙を添付してください。		
(陳述書作成日)令和 ○○年 ○○月 ○○日			
買受申出人(法人)	代表者	法人の所在地	〒○○○-○○○ 岩手県盛岡市内丸9番1号
		法人の名称	株式会社○○○○
		(フリガナ) 代表者氏名	ダイヒョウトリシマリヤク ○○○○ 代表取締役 ○○○○ (印)
		役員	別紙「買受申出人(法人)の役員に関する事項」のとおり

法人の場合、役員全員分の住所や氏名等を記入し、提出する必要があります。忘れずに添付してください。

入札書や陳述書は、盛岡地方裁判所執行官室(☎019-651-7666)で配布するほか、BITからもダウンロードすることができます(「手続案内」→「入札等の手続きについて」→「入札書式のダウンロード」)。

期間入札の公告

令和 8年 6月16日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 千葉麻美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 7月 3日 午前 9時00分から 令和 8年 7月10日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前10時00分 場 所 盛岡地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月 7日 午後 1時00分 場 所 盛岡地方裁判所第2民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者(国や都道府県、債務者でない所有者等)に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月16日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	



913

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 盛岡市三ツ割四丁目 |
| | 地 番 | 4 5 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 5 . 8 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 盛岡市三ツ割四丁目 4 5 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 4 5 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 2 . 8 7 平方メートル
2 階 6 9 . 5 6 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8年 5月 8日

盛岡地方裁判所第2民事部

裁判所書記官 千 葉 麻 美

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項。

【物件番号2】

本件債務者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。



- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
(このほか、B I Tのお知らせメニューにも掲載されています。)



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 盛岡市三ツ割四丁目 |
| | 地 番 | 4 5 番 6 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 5 . 8 3 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 盛岡市三ツ割四丁目 4 5 番地 6 |
| | 家屋 番号 | 4 5 番 6 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 7 2 . 8 7 平方メートル
2 階 6 9 . 5 6 平方メートル |



令和8年(ヌ)第5号

令和8年2月18日受理

令和8年3月31日提出

現況調査報告書

盛岡地方裁判所

執行官 小中 憲司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物件目録

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 所在地 | 盛岡市三ツ割四丁目
45番6
宅地
215.83平方メートル |
| 2 | 所在地 | 盛岡市三ツ割四丁目45番地6 |
| | 家屋番号 | 45番6 |
| | 種類 | 居宅 |
| | 構造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床面積 | 1階 72.87平方メートル
2階 69.56平方メートル |

その他の事項

■物件1 土地関係

- 1 本土地は、物件2 建物の敷地として利用されている。
- 2 本土地は、公図上、東側で盛岡市所有の公衆用道路（地番45番8）に接面している。
現況、本土地は、東側で幅員約4.2メートルの舗装市道「三ツ割65号線」に接面している。
- 3 本土地には物置（工作物）が2個存在する。（土地建物位置関係図、写真3、4参照）
このうち東側にある工作物①については、隣地である45番19の土地に、わずかではあるが越境しているように見受けられた。（しかしながら写真3に示すとおり、その移動は、さほど困難とは思われない工作物である。）

■物件2 建物関係

- 1 本建物にはウッドデッキがある（土地建物位置関係図参照）
- 2 本建物には大量の動産が存在する。（写真6、7、9、10参照）
- 3 本建物内で猫が一匹飼育されている。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	物件2建物は、私が住居として使用しています。 猫を一匹飼育しています。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

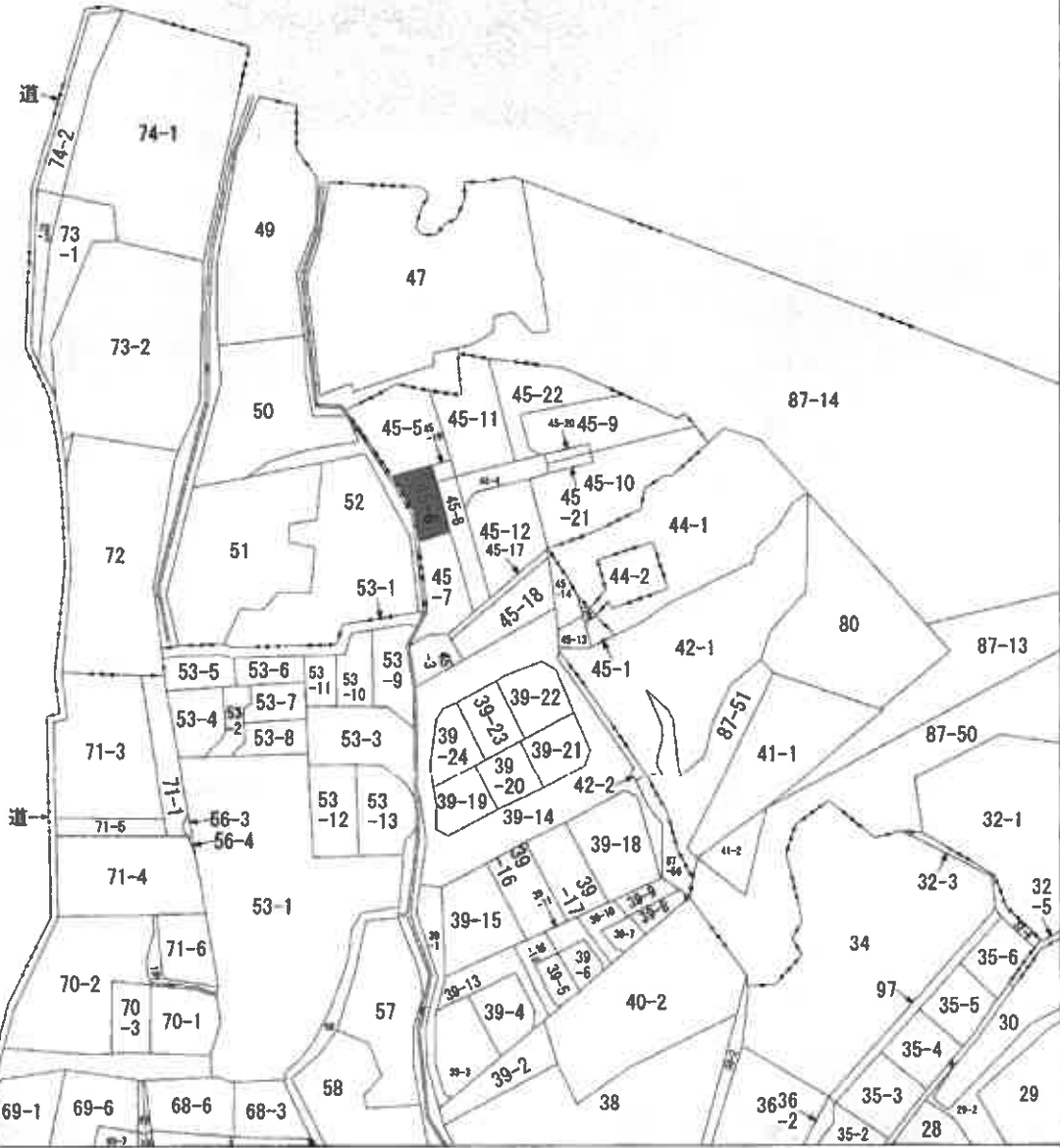
(調査経過用)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年2月20日(金)	執行官室(郵便)	法務局へ登記関係資料交付申請
令和8年2月20日(金)	盛岡市役所	課税関係資料申請(事務員)
令和8年2月20日(金)	執行官室	道路照会(HP閲覧)
令和8年3月3日(火)	執行官室(郵便)	期日通知送付
令和8年3月12日(木) 15:35~15:40	物件所在地	物件確認、外観調査、
令和8年3月19日(木) 14:00~14:30	物件所在地	A立会いのもと、物件に立入調査 評価人同行
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在であったので、立会人を立ち合わせて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

A3判をA4判に縮小

イ 40-4 ア 水 45-15 カ 45-16 キ 109-2 ク 104-1 コ 35-7
 0 水 ニ 45-15 ケ 102 ケ 103-3 ケ 104-3 コ 35-7



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 三ッ割字更ノ沢

請求部分	所在		盛岡市三ッ割四丁目		地番	45番6		
出力縮尺	1/1200	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	備付年月日(原図)			補記事項				

A3判をA4判に縮小

登記年月日：昭和45年6月20日

前 45-4
854094
後 45-4~45-8
新 45-5~45-8、45-19

地番 45-5 45-6 45-7
45-8

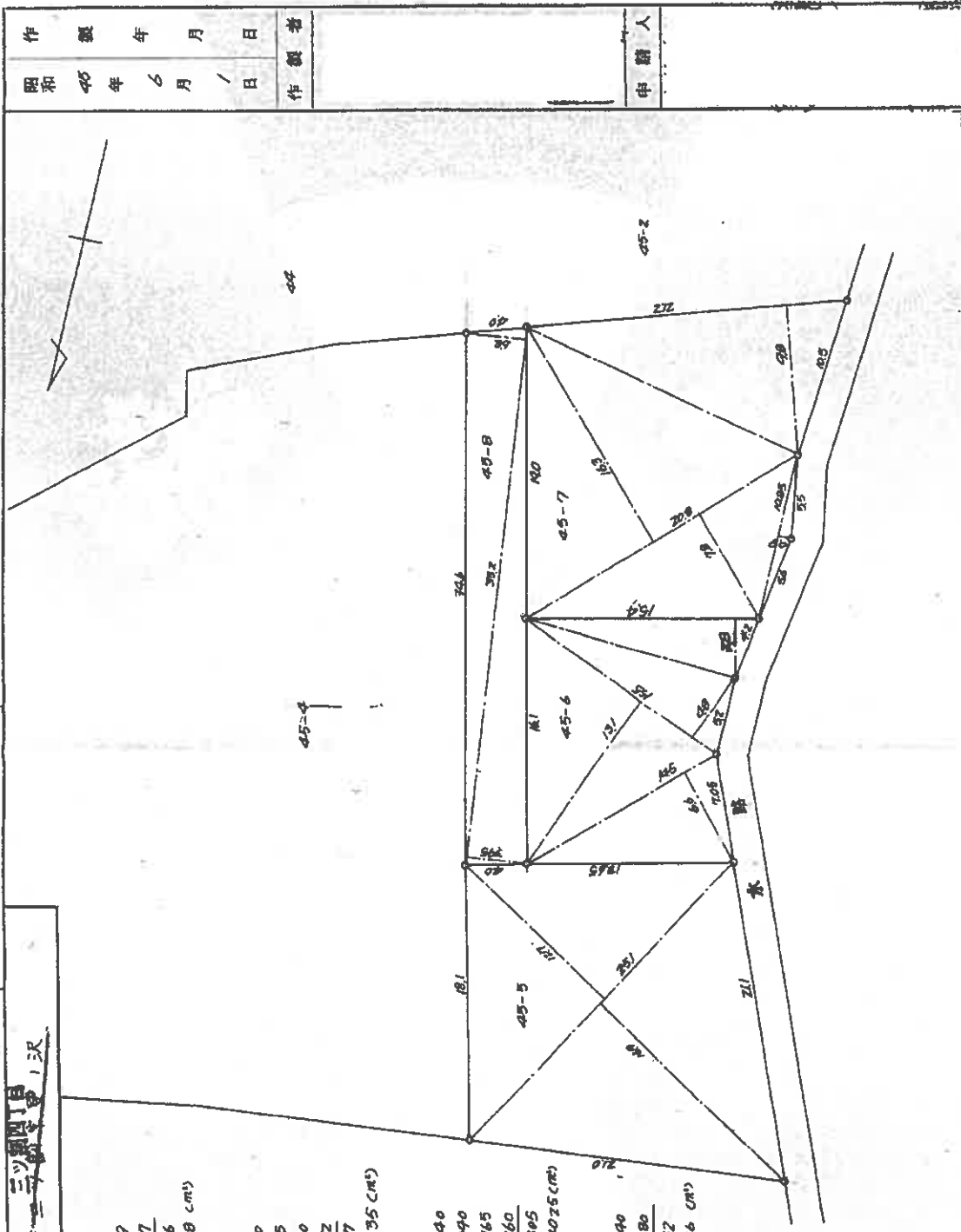
土地の所在 盛岡市三ツ淵四丁目
~~三ツ淵一丁目~~ 1次

45-5
25.1 x 16.9 = 424.19
25.1 x 12.7 = 318.77
742.96
1/2 371.48 (m²)

45-6
14.5 x 6.6 = 95.70
15.5 x 13.1 = 203.05
14.5 x 4.8 = 70.40
15.4 x 3.8 = 58.52
437.67
1/2 218.835 (m²)

45-7
22.8 x 7.8 = 162.240
20.8 x 14.3 = 339.040
10.85 x 0.9 = 9.765
21.2 x 9.8 = 207.760
718.805
1/2 359.4025 (m²)

45-8
36.2 x 3.5 = 139.040
35.2 x 3.9 = 137.280
276.32
1/2 138.16 (m²)



作 業 年 月 日	作 業 者	申 請 人
昭和 45 年 6 月 / 日		

(岩手県土地家屋調査士会 用紙)

縮 尺 1 / 300

昭和45.6.20

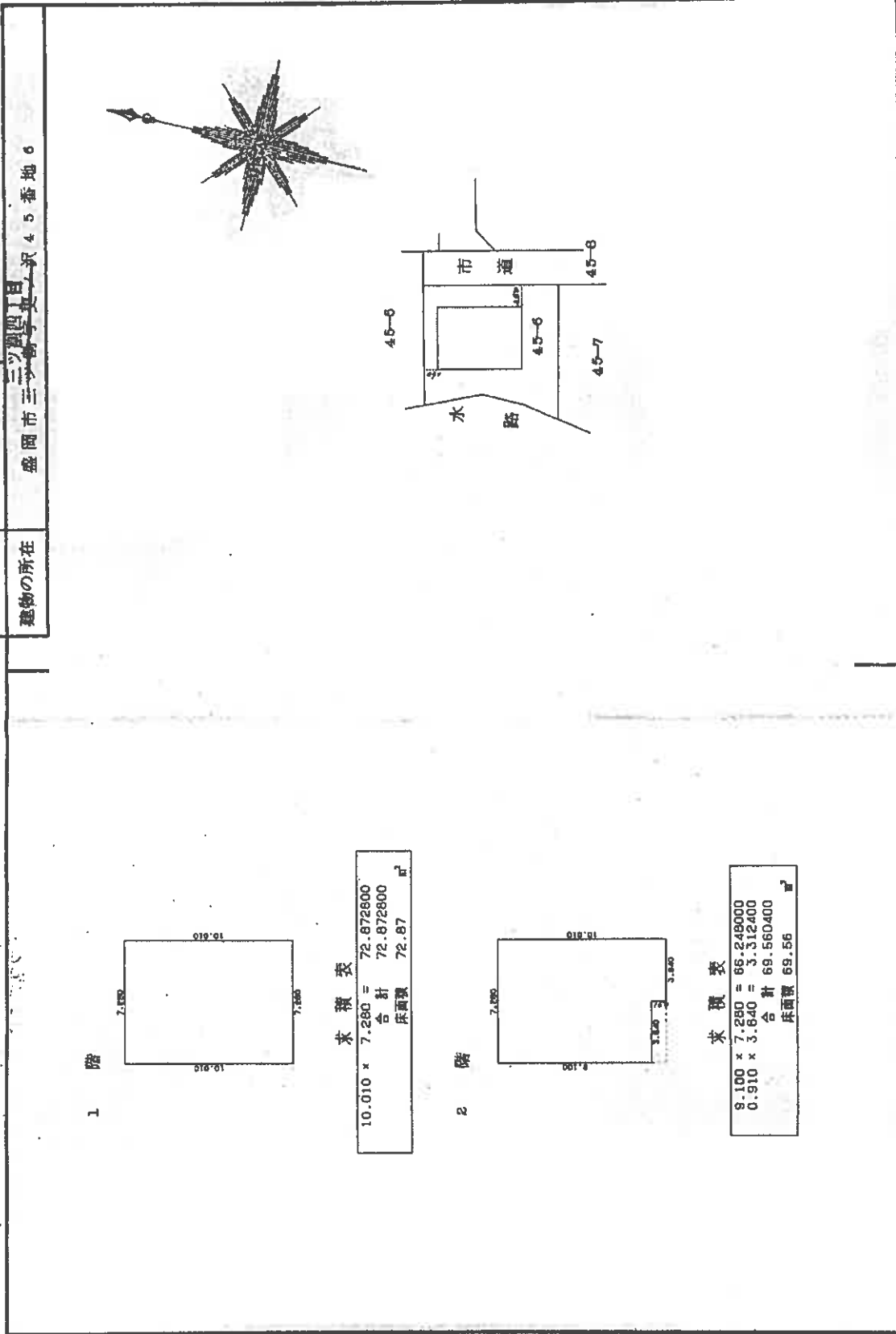
979381

各階平面図

建物図面図

家屋番号 45番6

建物の所在 盛岡市三ツ野町45番地6



(目録順)

縮尺 1/500

申請人

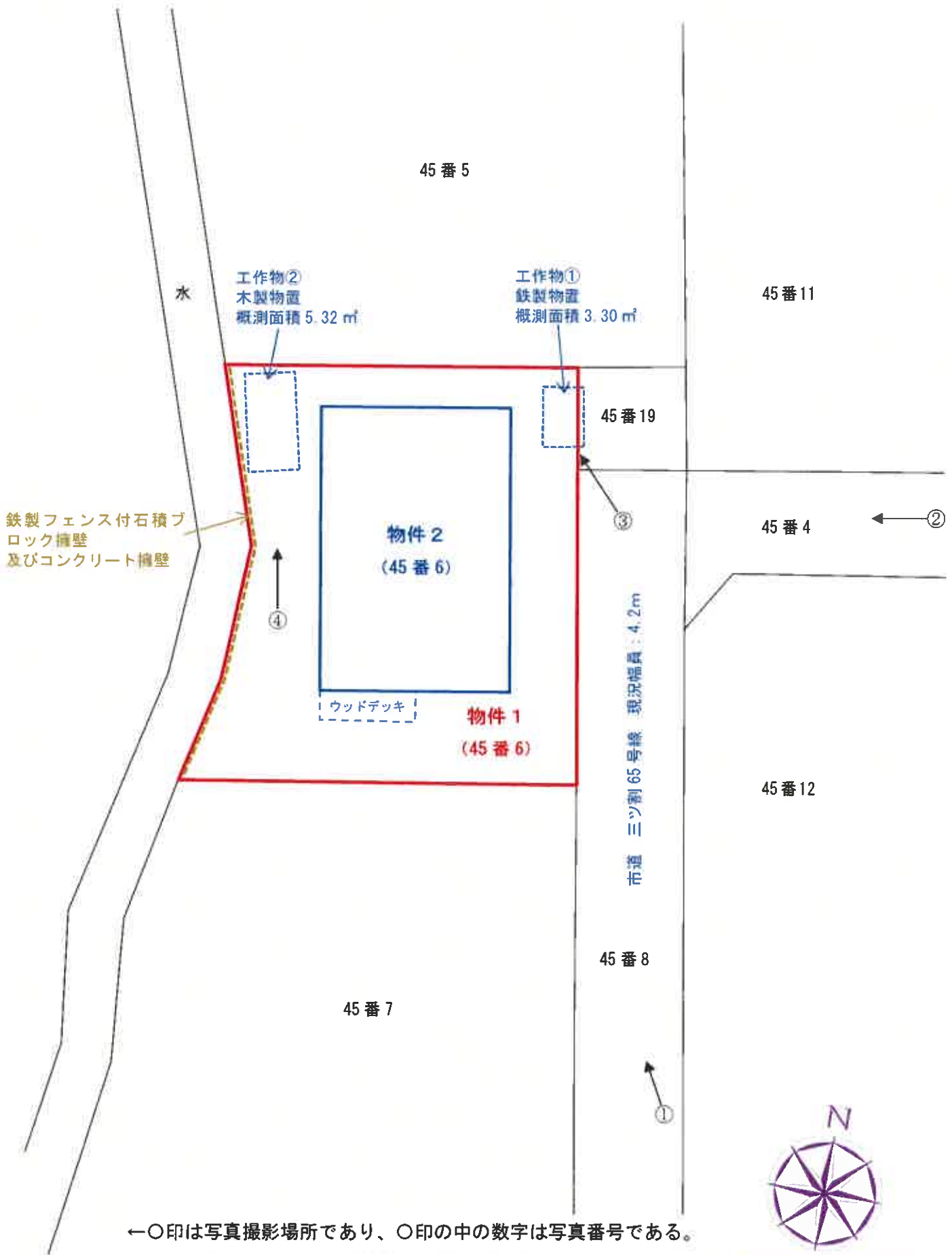
縮尺 1/250

作製者

平成6.2.23

(目録順)

令和8年(又)第5号 土地建物位置関係図



←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
土地・建物の形状及び位置関係は概略を記載したものである。



縮尺: 1/200

令和8年(又)第5号 建物間取図

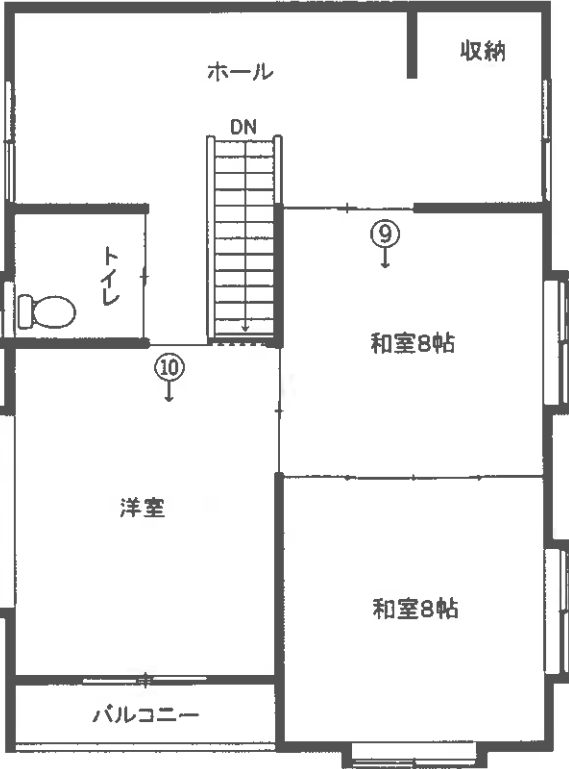


縮尺≒1/100

物件2



1階



2階

←○印は写真撮影場所であり、○印の中の数字は写真番号である。
建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。

写真1



写真2



写真3



写真4



写真 5



写真 6



写真7



写真8



写真9



写真10



令和08年（又）第5号

令和08年03月19日 現地調査

令和08年04月03日 評 価

盛岡地方裁判所 第2民事部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

細 川 卓

第 1 評価額

一 括 価 格	
物件 1、物件 2	金 4,580,000 円
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 2,210,000 円
物件 2 (建物)	金 2,370,000 円

- ① 一括価格は、各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- ③ 各物件のうち、土地の内訳価格は建物のための土地利用権価格を控除した価格であり、建物の価格は当該土地利用権付建物としての価格である。

第 2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での現地調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法第58条第4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況	
1	所在	盛岡市三ツ割四丁目	同左	
	地番	45番6		
	地目	宅地		
	地積	215.83 m ²		
	所有者	A		
2	所在	盛岡市三ツ割四丁目45番地6	同左	
	家屋番号	45番6		
	種類	居宅		
	構造	木造、亜鉛メッキ鋼板葺、2階建		
	床面積	1階		72.87 m ²
		2階		69.56 m ²
所有者	A			
番号	特記事項			
1	<p>物件1上に、土地の附合物で抵当権の効力が及ぶと認められる鉄製フェンス付石積ブロック擁壁・コンクリート擁壁が設置されている（別添の土地建物位置関係図を参照）。</p> <p>物件1上に、土地との定着性が認められない以下の工作物が設置されている（別添の土地建物位置関係図を参照）。</p> <p>工作物①：鉄製物置、概測3.30 m²。</p> <p>工作物②：木製物置、概測5.32 m²。</p> <p>物件1上に、古タイヤ・古ホイール・木片・鉄材・プラスチック片・鋳物等が残置されている。</p>			
2	<p>2階の天井部分に収納式の階段、及び、屋根裏部屋が設置されている。</p> <p>ペット(猫)の飼育あり。</p>			

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	最寄鉄道駅：JR東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線及びIGRいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の北東方約4.7km(道路距離・徒歩圏外)。
	最寄商店：緑が丘二丁目「ジョイス盛岡緑が丘店」の東方約1.9km(道路距離・徒歩約24分)。

位置・交通	最寄官公署：内丸「盛岡市役所」の北方約4.1km(道路距離・徒歩圏外)。
付近の状況	<p>物件1の土地は、盛岡市中心部の北方面の近郊の三ツ割四丁目地区内に位置する住宅地であり、付近の状況は、一般住宅が建ち並ぶ傾斜部の住宅地域である。</p> <p>近年は、格別の地域変動要因も見当たらないため、当面現状のまま推移するものと予測される。</p>
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分：都市計画区域、市街化区域。
	用途地域：第1種低層住居専用地域。
	建蔽率：50%。
	容積率：80%。
	防火規制：指定なし。
	埋蔵文化財：埋蔵文化財包蔵地の該当なし。
	その他の規制：宅地造成工事等規制区域。 盛岡市市街地景観地域。 盛岡市立地適正化計画・居住誘導区域外。
小中学校学区：盛岡市立高松小学校、盛岡市立下小路中学校。	
画地条件 (規模・形状等)	地積：215.83㎡(現況面積は登記面積・実測面積と略一致)。
	形状：やや不整形。
	間口奥行：間口約16.1m×奥行約15.4m(最大)。
	地勢等：地勢は略平坦で、日照の障害はなし。
	画地区分：中間画地。
	隣接状況：南東側・北西側の隣接地と略等高。 南西側の隣接地よりも約2.0m高い。
その他：なし。	
接面道路の状況	北東側：現況幅員約4.2m舗装市道(三ツ割65号線)。 建築基準法第42条第1項第1号道路に該当する。 当該接面道路と略等高。
土地の利用状況等	<p>物件2の建物の敷地、工作物①(鉄製物置)及び工作物②(木製物置)が設置された土地として使用されている。</p> <p>南東側の隣接地(45番7)は一般住宅の敷地、北西側の隣接地(45番5)は一般住宅の敷地、南西側の隣接地(無地番)は水路敷地となっている。</p>
供給処理施設	上水道：あり。
	ガス配管：なし。
	下水道：あり。
特記事項 (土壌汚染等)	外観調査を行ったところ、土壌汚染及び水質汚濁、これらの端緒は確認されなかった(端緒とは、土壌汚染等を伺わせる兆候をいう)。

特記事項 (土壌汚染等)	<p>また、土壌汚染等の可能性について、登記記録の履歴上、特に疑義が生じるような土地利用は確認されず、土壌に深刻な影響を及ぼす土壌汚染等が存在する可能性は低いものと判断される。</p> <p>但し、土壌汚染等の有無は、指定調査機関などの専門家による詳細調査でなければ確定できない。</p>
特記事項 (上記以外)	前記「第3 目的物件 物件1の特記事項」のとおり。

2 対象建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物。	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記）	平成06年02月21日新築。
	経済的全耐用年数	30.0年。
	経過年数	約32.1年。
	経済的残存耐用年数	経済的残存耐用年数は認められない。
仕 様	構 造	：木造。
	屋 根	：亜鉛メッキ鋼板葺。
	外 壁	：サイディング。
	天 井	：板貼り、ビニールクロス。
	内 壁	：塗り壁、ボード。
	床	：フローリング、畳。
	基 礎	：コンクリート。
	設 備	：電気、給排水。 建物に付属する各種の設備は、動作確認まではできないため、使用可能か否かについては不明。
	その他：なし。	
床面積（現況）	1階：72.87㎡。 2階：69.56㎡。 合計：142.43㎡。 現況床面積は登記面積と概ね一致している。	
現況用途等	階 層：2階建。	
	現況用途：居宅。 間 取 り：添付の間取り図を参照。	
品 等	総 合：普通。	
	使用資材：普通。	
	施 工：普通。	

保守管理の 状態	塗り壁の解れ、ビニールクロスの汚れ、フローリングの汚れ、畳の傷みが見受けられる等の要修繕箇所があり、維持管理の状態はやや劣る。
建物の利用 状況	物件2の占有の状況は、建物所有者Aが家族とともに居宅として使用・占有している。
特記事項 (アスベスト)	物件2の建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。 なお、アスベスト使用の詳細については、専門調査機関の分析調査を要する。
特記事項 (上記以外)	前記「第3 目的物件 物件2の特記事項」のとおり。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1(土地)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

記号	ア	イ	ウ	エ	オ
物件 番号	標準画地価格 (円/m ²)	個別格差	地積 (m ²)	建付減価 補正	建付地価格(円) (ア×イ×ウ×エ)
1	32,800	0.990	215.83	0.900	6,310,000

ア 標準画地価格(公示価格等からの比準)

地価公示標準地《盛岡-10》

標準地価格 時点修正率 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $45,800\text{円/m}^2 \times 100.0 / 100 \times 100 / 102.0 \times 100 / 137.1 \approx 32,800\text{円/m}^2$

◇ 時点修正率 : 公示価格等の価格時点から評価日までの時点修正の推定変動率である。

◇ 標準化補正 : 個別格差率(相乗積) +2.0%

(内訳)

街路条件 ±0%(格差なし)。

交通接近条件 ±0%(格差なし)。

環境条件 ±0%(格差なし)。

画地条件 +2%(方位)。

行政的条件 ±0%(格差なし)。

その他条件 ±0%(格差なし)。

◇ 地域格差 : 地域格差率(相乗積) +37.1%

(内訳)

街路条件 +12%(幅員、系統)。

交通接近条件 +2%(商店の接近等)。

環境条件 +20%(居住環境等)。

行政的条件 ±0%(格差なし)。

その他条件 ±0%(格差なし)。

- イ 個別格差：個別格差率(相乗積) ▲1.0%
 (内訳) 街路条件 ±0%(格差なし)。 交通接近条件 ±0%(格差なし)。
 環境条件 ±0%(格差なし)。 画地条件 ▲1%(方位、形状)。
 行政的条件 ±0%(格差なし)。 その他条件 ±0%(格差なし)。
- ウ 地積：登記面積・実測面積を採用。
- エ 建付減価補正：▲10%

② 物件2(建物)

当該建物の再調達原価を、現在の建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法並びに観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を判定した。

記号	ア	イ	ウ	エ
物件番号	再調達原価 (円/m ²)	現況延床面積 (m ²)	現 価 率	建物の価格(円) (ア×イ×ウ)
2	170,000	142.43	0.090	2,180,000

ア 再調達原価：物件2の建物の他、鉄製フェンス付石積ブロック擁壁・コンクリート擁壁を含む。

イ 現況延床面積：登記数量を採用。

ウ 現価率

定額法：10.0%（経過年数32.1年、経済的残存耐用年数0.0年、残価率10.0%）

観察減価法：▲10.0%（物理的・機能的・経済的減価）

◇ 現価率 = $0.100 \times (1 - 0.10) \div 0.090$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

記号	ア	イ		ウ
物件番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円) (ア×イ)
1	6,310,000	0.35	法定地上権	2,210,000

② 内訳価格及び一括価格

記号	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
物件 番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売 市場 修正	評価額(円) ((ア±イ)×ウ×エ×オ)
1	6,310,000	▲ 2,210,000	/	0.90	0.60	2,210,000
2	2,180,000	+ 2,210,000				1.00
一括価格(合計)						4,580,000

ウ 占有減価修正 : 必要なし。

エ 市場性修正 : 物件1上に古タイヤ・古ホイール・木片・鉄材・プラスチック片・錆物等が残置されていることから、市場性の減退が認められ、市場性修正率を▲10%と査定した。

オ 競売市場修正 : 「第2 評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地《盛岡-10》

所 在 : 盛岡市上田堤二丁目22番27「盛岡市上田堤2-11-2」。

価 格 : 45,800 円/m²。

位 置 : JR東北新幹線・東北本線・田沢湖線・山田線及びIGRいわて銀河鉄道線「盛岡駅」の北東方約4.7km。

価 格 時 点 : 令和08年01月01日。

地 積 : 281 m²。

供給処理施設 : 上水道、下水道。

接面街路 : 南西側・約6.0m舗装市道。

用途指定等 : 都市計画区域、市街化区域、第1種低層住居専用地域(建蔽率50%、容積率80%)。

地域の概要 : 一般住宅が建ち並ぶ閑静な住宅地域。

第7 附属資料の表示

- 1 所在位置図。
- 2 公図写。
- 3 地積測量図写。
- 4 建物図面・各階平面図写。
- 5 土地建物位置関係図。

6 建物間取図。

以 上。



所在位置図



地価公示標準地
(盛岡-10)

目的物件

地理院地図(電子国土Web)を加工して作成 賀野 (縮尺≒1/15,000)



所在位置図



目的物件

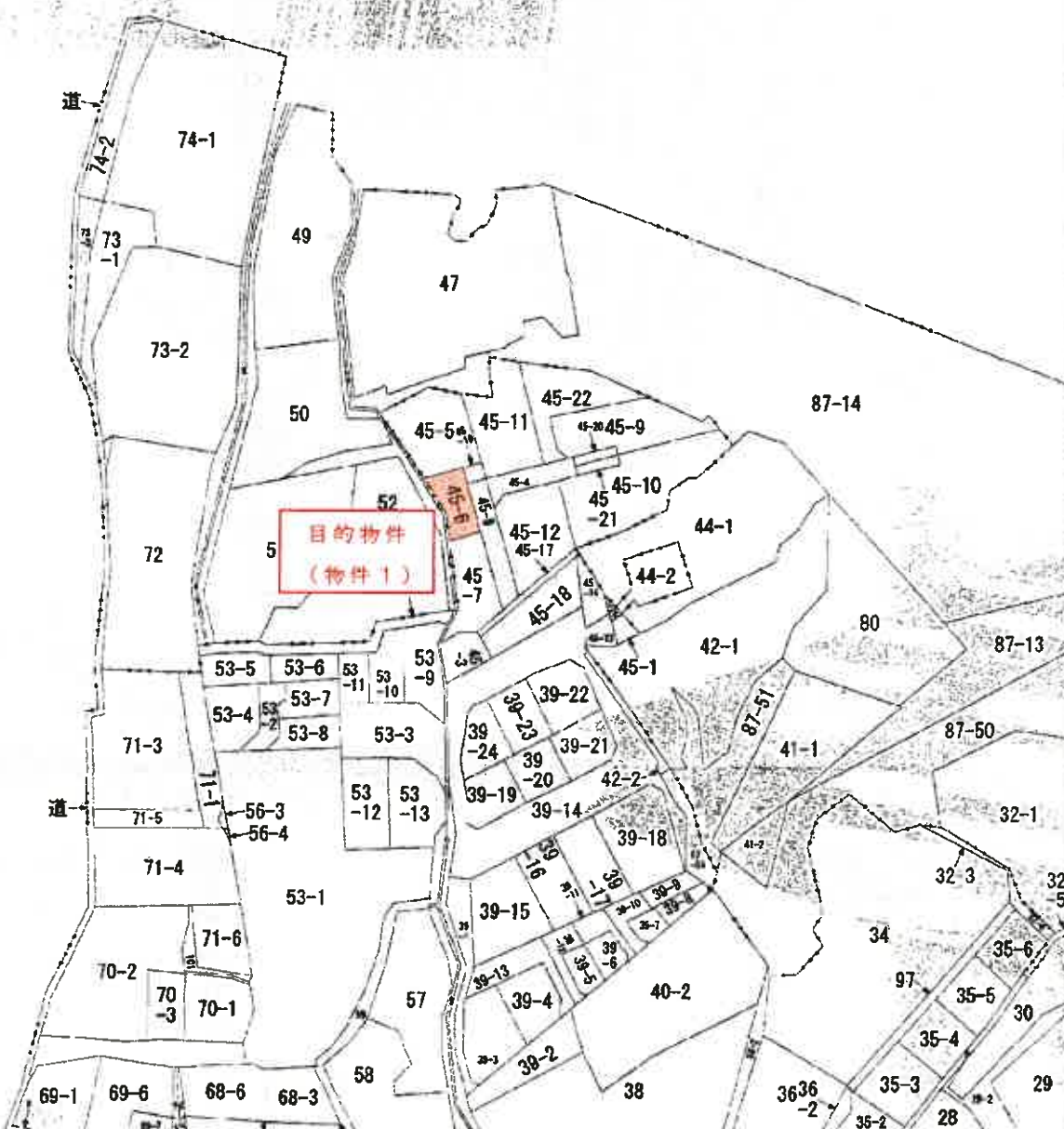
200



地理院地図(電子国土Web)を加工して作成

縮尺 ≒ 1/1,500

1 40-4 水 45-15 45-16 103-2 104-1 357
 水 45-15 102 103-3 104-3 つぎ



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 三ッ割字更ノ沢

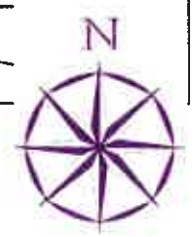
請求部	所在	盛岡市三ッ割四丁目			地番	45番6	
出力縮尺	1/1200	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日		備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年2月3日
 盛岡地方法務局

地図整理番号：M26159
 (1/2)

登記官



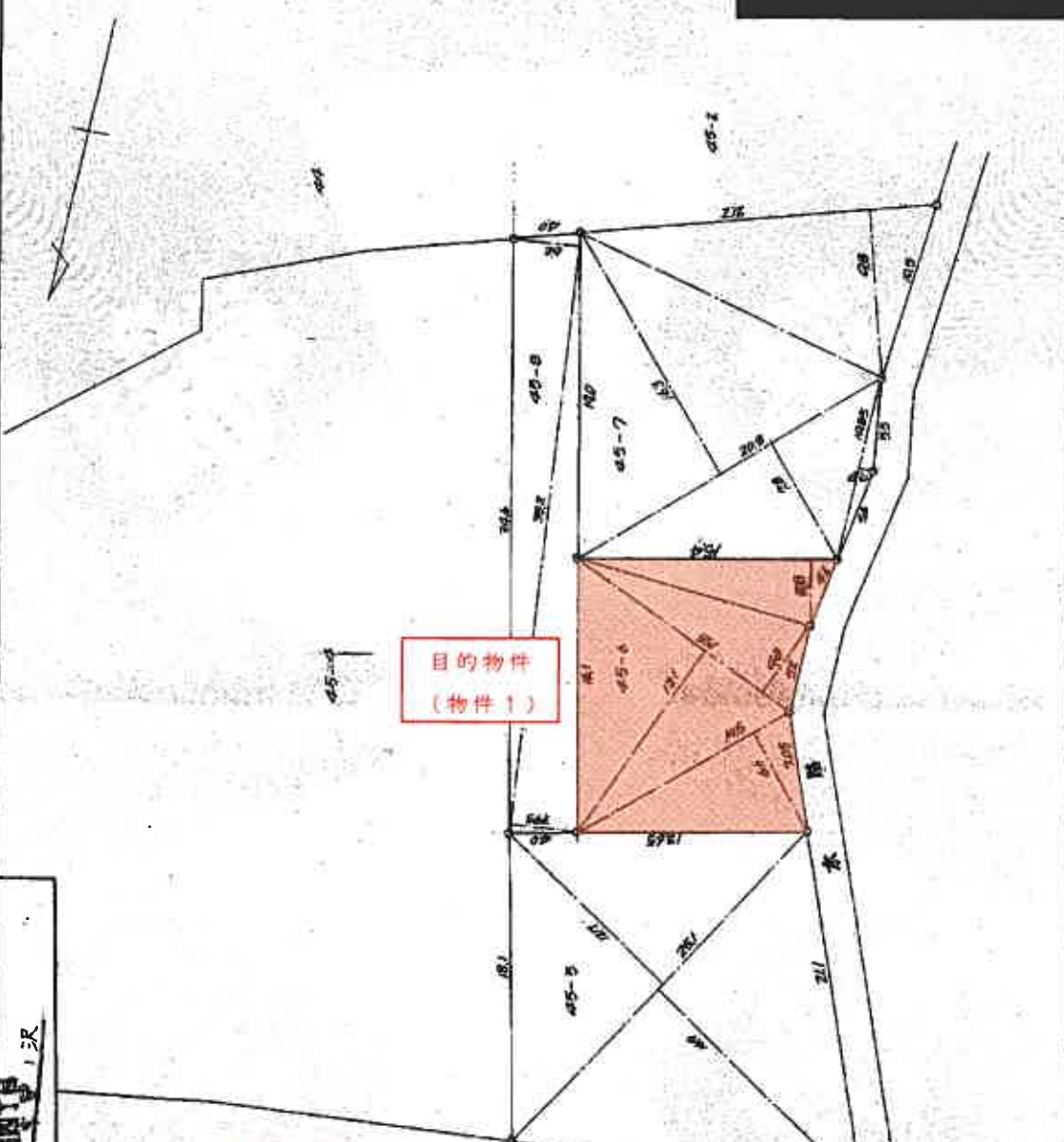
縮小：A3版→A4版

登記年月日：昭和45年6月20日

前 45-4
854094
後 45-4~45-8
新 45-5~45-8、45-19

地積測量図
地番 45-5 45-6 45-7 45-8
土地の所在 豊岡市二ツ瀬町一沢

作製年月日
昭和45年6月 / 日
作製者
申請人



45-5
 $25.1 \times 16.9 = 424.19$
 $25.1 \times 12.7 = 318.77$
 $\frac{742.96}{2} = 371.48 \text{ (m}^2\text{)}$

45-6
 $14.5 \times 6.6 = 95.70$
 $15.5 \times 13.1 = 203.05$
 $14.5 \times 4.8 = 72.40$
 $15.4 \times 3.8 = 58.52$
 $\frac{431.67}{2} = 215.835 \text{ (m}^2\text{)}$

45-7
 $30.8 \times 7.8 = 242.240$
 $20.8 \times 14.3 = 297.440$
 $10.8 \times 2.9 = 31.320$
 $21.2 \times 9.8 = 207.760$
 $\frac{718.960}{2} = 359.480 \text{ (m}^2\text{)}$

45-8
 $35.2 \times 3.8 = 133.760$
 $35.2 \times 3.9 = 137.280$
 $\frac{271.040}{2} = 135.520 \text{ (m}^2\text{)}$

(出 手 県 土 地 家 屋 調 査 士 会 用 紙)

縮尺 1/300

昭和45.6.20

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
 令和8年2月24日 豊岡地方方法務局

登記官

公用

縮小：A3版→A4版

請求番号：19-1

(日原紙)

平成6.2.23

建物図面写

家屋番号	45番6
建物の所在	盛岡市三ツ野町45番地6

979381 各階平面図

1 階



求積表

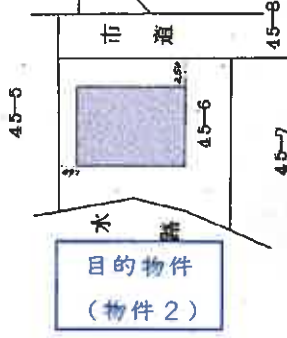
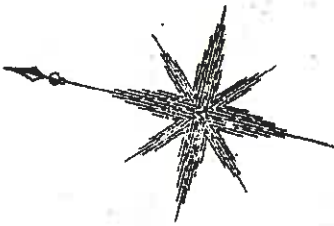
10.010 x 7.280 =	72.872800
合計	72.872800
床面積	72.87 m ²

2 階



求積表

9.100 x 7.280 =	66.248000
0.910 x 3.640 =	3.312400
合計	69.560400
床面積	69.56 m ²



目的物件
(物件2)

(目録表)

作製者

縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和8年2月9日 盛岡地方方法務局 登記官

登記官

(日本土地建物株式会社 登記部)

地図整理番号: M26223

縮小: A3版 → A4版

令和8年(又)第5号 土地建物位置関係図



※ 土地の形状及び塀等の位置関係は、概略を記載したものである。

令和8年(又)第5号 建物間取図

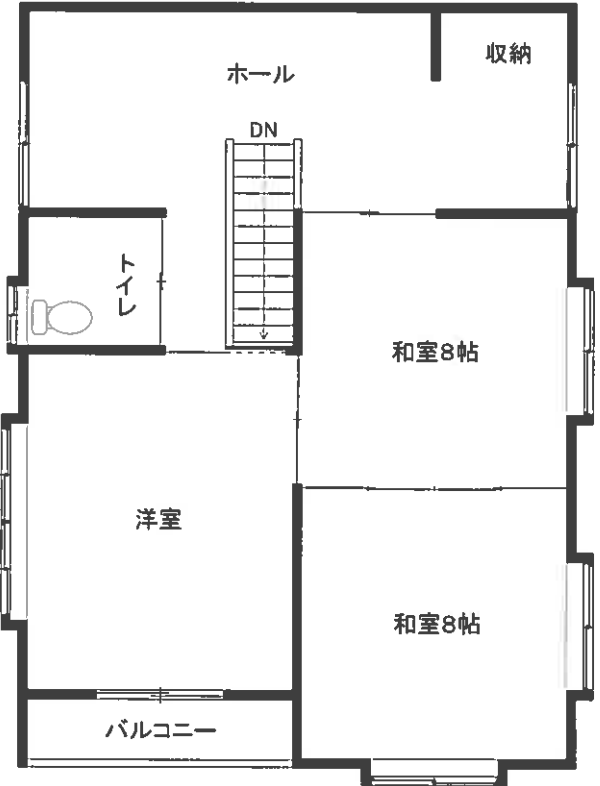


縮尺 ≒ 1/100

物件2



1階



2階

※ 建具・住設機器等の仕様・規格等は、便宜的な表示である。